

週刊WEB

企業 経営

MAGA
ZINE

Vol.630 2019.6.25



Weeklyエコノミスト・レター 6月18日号

日銀短観(6月調査)予測

～大企業製造業の業況判断D.I.は
4ポイント低下の8と予想

ネット
ジャーナル

経済・金融フラッシュ 2019年6月19日号

貿易統計(19年5月)

～基調の弱さに10連休を控えた
前倒しの反動が加わり、輸出の減少幅が拡大

統計調査資料

月例経済報告

(令和元年6月)

経営
TOPICS

「共有」が生み出す新たなビジネスの方向性
シェアリングエコノミーの動向

経営情報
レポート

ジャンル:会社法 サブジャンル:会社の種類

会社の種類について
合同会社の持分の譲渡

経営
データ
ベース

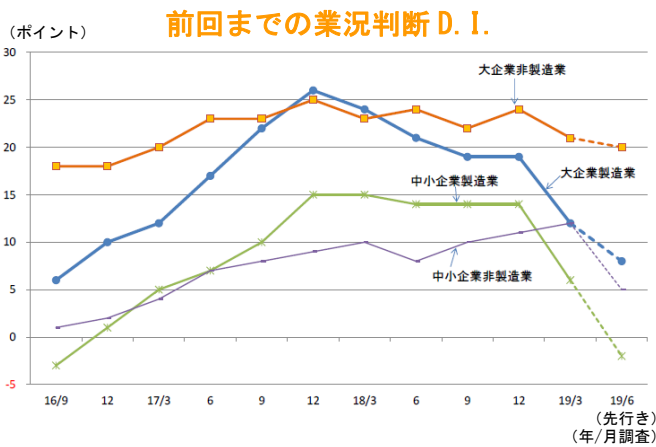
発行:税理士法人 森田会計事務所

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

日銀短観(6月調査)予測 ～大企業製造業の業況判断D.I.は 4ポイント低下の8と予想

1 6月調査短観では、米中貿易摩擦の激化・長期化やそれに伴う中国経済の低迷を主因として大企業製造業で2四半期連続となる景況感悪化が示されると予想。

非製造業では、都市再開発や五輪需要が下支えになるものの、顧客である製造業や消費者マインドの悪化を通じて米中摩擦の悪影響を受けるほか、人手不足に伴うコスト上昇も重荷になり、景況感がやや悪化しそうだ。中小企業も製造業、非製造業ともに悪化が見込まれる。



(注) 17年12月調査以降は調査対象見直し後のベース、19年6月の値は3月調査での先行き見通し
(資料) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

2 先行きの景況感もさらなる悪化が見込まれる。米中通商交渉は合意の目処が立っておらず、さらなる激化が懸念される。

また、今後は日米通商交渉が本格化し、米政権からの対日圧力が懸念されるほか、英国のEU離脱問題も引き続き難航が予想される。

製造業は事業環境のさらなる悪化を想定せざるを得ない。非製造業もインバウ

ンドを通じて世界経済との繋がりが強まっているほか、消費増税を控えた消費者マインド悪化や人手不足への懸念も重荷になりそうだ。

一方、消費増税前の駆け込み需要や、中国政府による景気対策などへの期待が下支えになることで、先行きの景況感が底割れする事態は避けられると見ている。

3 2019年度の設備投資計画は、非製造業を中心に2018年度実績比で3.9%増に上方修正されると予想。

例年6月調査では大幅に上方修正される傾向が極めて強い。また実勢としても、潤沢な投資余力に加え、人手不足に伴う省力化投資や都市再開発関連投資需要などが追い風となり、底堅さが概ね維持されていると見込まれる。

4 今回の短観が「リーマンショック級に悪化する」ことは考えられない。ただし、短観の景況感悪化を大義名分に、政府・与党が経済対策の上積みに踏み切り、同時に追加緩和を求める声が出てくる可能性はある。緩和余地が乏しいだけに、今後、景気が急減速する場合や、政府による緩和圧力が高まる場合などには、日銀は厳しい判断を迫られることになる。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

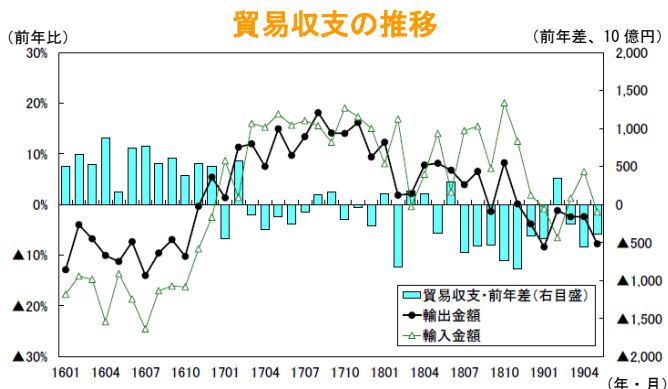
貿易統計(19年5月)

～基調の弱さに10連休を控えた前倒しの反動が加わり、輸出の減少幅が拡大

1 輸出の減少幅が拡大

財務省が6月19日に公表した貿易統計によると、19年5月の貿易収支は▲9,671億円の赤字となったが、事前の市場予想(QUICK集計:▲10,789億円、当社予想は▲9,662億円)は若干上回る結果となった。輸入は前年比▲1.5%(4月:同6.5%)と減少に転じたが、輸出が前年比▲7.8%(4月:同▲2.4%)と減少幅が拡大したため、貿易収支は前年に比べ▲3,897億円の悪化となった。

輸出の内訳を数量、価格に分けてみると、輸出数量が前年比▲9.0%(4月:同▲4.3%)、輸出価格が前年比1.4%(4月:同2.0%)、輸入の内訳は、輸入数量が前年比▲1.2%(4月:同4.1%)、輸入価格が前年比▲0.3%(4月:同2.3%)であった。季節調整済の貿易収支は▲6,091億円と11ヵ月連続の赤字となり、4月の▲1,702億円から赤字幅が大きく拡大した。輸出が前月比▲5.3%の大幅減少となる一方、原油高の影響などから輸入が前月比1.3%の増加となった。



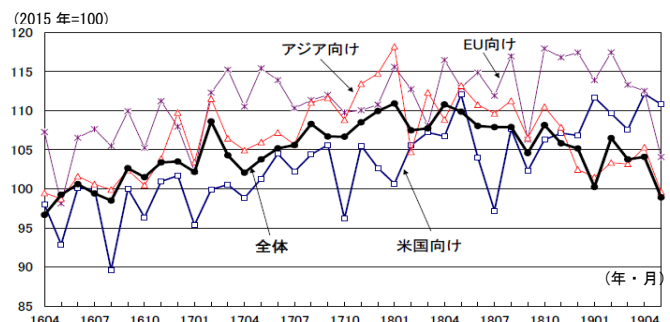
(資料) とともに財務省「貿易統計」

2 4-6月期の外需寄与度(GDP統計)は明確なマイナスへ

19年5月の輸出数量指数を地域別に見ると、米国向けが前年比▲1.0%(4月:同5.1%)、EU向けが前年比▲8.0%(4月:同▲3.0%)、アジア向けが前年比▲12.2%(4月:同▲3.5%)となった。季節調整値(当研究所による試算値)では、米国向けが前月比▲1.2%(4月:同4.2%)、EU向けが前月比▲7.5%(4月:同▲0.7%)、アジア向けが前月比▲5.4%(4月:同2.1%)、全体では前月比▲5.0%(4月:同0.3%)となった。

19年4、5月の平均を1-3月期と比較すると、米国向けは1.7%高いが、EU向けが▲5.7%、アジア向けが▲0.2%、全体では▲1.9%低くなっている。5月の輸出の大幅な落ち込みは、4月が10連休を控えた前倒しによって押し上げられた反動による影響もあるが、4、5月を均してみても輸出が基調として弱い動きが続いているとの評価は変わらない。

地域別輸出数量指数(季節調整値)の推移



経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

月例経済報告

(令和元年6月)

内閣府 2019年6月18日公表

総論

1 我が国経済の基調判断

景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している。

- 個人消費は、持ち直している。
- 設備投資は、このところ機械投資に弱さもみられるが、緩やかな増加傾向にある。
- 輸出は、弱含んでいる。
- 生産は、このところ弱含んでいる。
- 企業収益は、高い水準で底堅く推移している。企業の業況判断は、製造業を中心に慎重さがみられる。
- 雇用情勢は、着実に改善している。
- 消費者物価は、このところ緩やかに上昇している。

先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。

ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

2 政策の基本的態度

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成 28 年（2016 年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」、「成長戦略実行計画」等を取りまとめる。

さらに、全ての世代が安心でき、活躍できる「全世代型社会保障制度」を実現するため、労働制度をはじめ制度全般の改革を進める。

また、10月に予定されている消費税率の引上げを控え、経済財政運営に万全を期す。

平成 30 年度補正予算及び臨時・特別の措置を含む令和元年度予算を迅速かつ着実に執行する。

好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

各論

1 消費・投資などの需要動向

個人消費は、持ち直している。

実質総雇用者所得は緩やかに増加している。また、消費者マインドは弱含んでいる。

需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指数等）を合成した消費総合指数は、4月は前月比1.7%増となった。個別の指標について、最近の動きをみると、「家計調査」（4月）では、実質消費支出は前月比1.4%減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」（4月）では、小売業販売額は前月比0.1%減となった。新車販売台数及び家電販売は、持ち直している。

旅行は、持ち直しの動きがみられる。外食は、緩やかに増加している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善するなかで、持ち直しが続くことが期待される。

設備投資は、このところ機械投資に弱さもみられるが、緩やかな増加傾向にある。

需要側統計である「法人企業統計季報」（1－3月期調査）でみると、2019年1－3月期は前期比1.1%増となった。業種別にみると、製造業は同1.7%減、非製造業は同2.8%増となった。機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、このところ弱い動きがみられる。ソフトウェア投資は、緩やかに増加している。

「日銀短観」（3月調査）及び「法人企業景気予測調査」（4－6月期調査）によると、全産業の2019年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、不足感がみられる。先行指標をみると、機械受注は、おおむね横ばいとなっている。建築工事費予定額は、このところ増勢に足踏みがみられる。先行きについては、高水準の企業収益や成長分野への対応等を背景に、緩やかに増加していくことが期待される。

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。

持家の着工は、このところ増加している。貸家の着工は、緩やかに減少している。分譲住宅の着工は、おおむね横ばいとなっている。総戸数は、4月は前月比5.8%減の年率93.1万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、当面、横ばいで推移していくと見込まれる。

公共投資は、このところ底堅い動きとなっている。

3月の公共工事出来高は前月比0.9%減、5月の公共工事請負金額は同9.8%増、4月の公共工事受注額は同6.4%増となった。

公共投資の関連予算をみると、国の平成30年度一般会計予算では、補正予算において約1.6兆円の予算措置を講じており、補正後の公共事業関係費は、前年度を上回っている。

令和元年度当初予算では、公共事業関係費について、一般会計では前年度当初予算比15.6%

増（臨時・特別の措置分を含む）としている。令和元年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比5.2%増としている。

先行きについては、関連予算の執行により、底堅く推移することが見込まれる。

輸出は、弱含んでいる。輸入は、おおむね横ばいとなっている。

貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

地域別にみると、アジア及びその他地域向けの輸出は、弱含んでいる。

アメリカ向けの輸出は、持ち直している。EU向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、海外景気の緩やかな回復等を背景に、持ち直していくことが期待される。

ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなど海外経済の不確実性に留意する必要がある。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジア及びEUからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。アメリカからの輸入は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

先行きについては、持ち直していくことが期待される。

貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

4月の貿易収支は、輸出金額の増加幅が、輸入金額の増加幅より大きかったことから、赤字幅は縮小した。また、サービス収支は、黒字幅が拡大した。

2 企業活動と雇用情勢

生産は、このところ弱含んでいる。

鉱工業生産は、このところ弱含んでいる。鉱工業生産指数は、4月は前月比0.6%増となった。

鉱工業在庫指数は、4月は前月比横ばいとなった。また、製造工業生産予測調査によると、5月は同5.6%増、6月は同4.2%減となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は緩やかに増加している。生産用機械は弱含んでいる。電子部品・デバイスは減少している。

生産の先行きについては、中国経済など海外経済の動向に留意する必要があるが、持ち直しに向かうことが期待される。また、第3次産業活動は、緩やかに増加している。

雇用情勢は、着実に改善している。

一方で、人手不足感が高い水準となっている。完全失業率は、4月は前月比0.1%ポイント低下し、2.4%となった。労働力人口、就業者数及び完全失業者数は減少した。

雇用者数は緩やかに増加している。新規求人数及び有効求人倍率は横ばい圏内で推移している。

製造業の残業時間は減少している。賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は緩やかに増加している。「日銀短観」（3月調査）によると、企業の雇用人員判断は、不足感が引き続き強い。

雇用情勢の先行きについては、着実に改善していくことが期待される。

月例経済報告（令和元年6月）の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



経営情報
レポート
要約版



経 営

「共有」が生み出す新たなビジネスの方向性

シェアリング エコノミーの動向

1. いま注目されているシェアリングエコノミー
2. シェアリングエコノミーの動向
3. 日本市場における課題と取組み
4. 国内のシェアリングエコノミー企業事例



参考文献

シェアリングエコノミー(アルン・スンドララジャン [著] 日経 BP 社)

はじめようシェアリングビジネス

一般社団法人シェアリングエコノミー協会 [監修] 日本経済新聞出版社)

1 『企業経営情報レポート』

1 『企業経営情報レポート』(毎日新聞出版)

いま注目されているシェアリングエコノミー

近年、スマートフォンの普及等 IT の利活用環境の変化に伴い、「シェアリングエコノミー」が登場し、我が国の経済の仕組みを変えつつあります。

モノやサービスを個人間で取引する新しい経済活動として注目され、政府が 2017 年 6 月に発表した「未来投資戦略 2017」において、シェアリングエコノミー推進に向けた具体的施策が記載されました。シェアリングエコノミーは海外を中心に利用が進み市場が拡大傾向にありますが、我が国でも様々な分野で新たなサービスが次々と開発されており、今後の市場拡大が予想されています。

しかしながら、我が国におけるシェアリングエコノミーは今まさに黎明期にあり、中小企業におけるシェアリングエコノミーのサービスに対する認知度については、まだまだ高いとは言えません。本レポートでは、国内でのシェアリングエコノミーの動向と市場拡大に向けた展望について、国内企業のサービス事例の紹介とともに解説します。

■ シェアリングエコノミーのビジネスモデル

シェアリングエコノミーについては本格的な普及が始まって 10 年にも満たず、現時点でも一義的な定義はないと言われていたますが、基本的にはインターネットを介して個人間でモノや場所、技術などを賃貸・売買取引するサービス形態を指します。

従来のビジネスは事業者が消費者にサービスを提供する、いわゆる「B to C」が一般的です。

一方、シェアリングエコノミーでは多くの場合、個人が使用していないモノや場所などを貸し出す「提供者」となり、借り手である「利用者」も多くの場合個人となります。

そして、提供者と利用者をつなぐ「シェア事業者」が、マッチングの場としてのプラットフォームを提供します。

■ 図1-1. シェアリングエコノミーのビジネスモデル



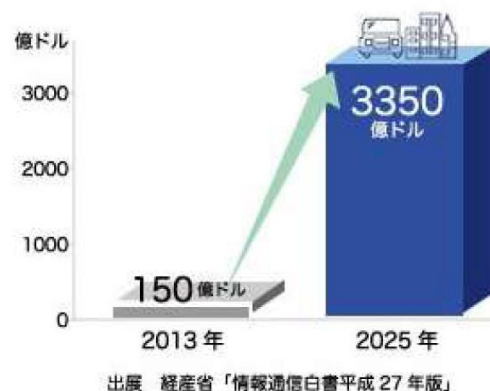
■ 急拡大が見込まれるシェアリングエコノミー市場

新たなビジネス分野として注目されるシェアリングエコノミーの市場は急成長するとみられています。米 PwC の推計によると、世界の市場合計額は 2013 年時点で 150 億ドル程度であったものが、2025 年には 20 倍超の 3,350 億ドルにまで拡大すると予測されています。

国内市場規模については、法整備等の問題で海外に比べ普及は遅れているものの、2014 年度に約 233 億円、2018 年度までには 462 億円にまで拡大すると予測されています。近年これほど急速に広がるに至った最大の要因は、IT の飛躍的な普及にあります。スマートフォン、SNS などにより、個人の持つ情報が不特定多数の個人に瞬時に可視化され、ソーシャルメディア上で他者とのコミュニケーションが一般化されつつあること、また、位置情報（GPS）や決済システムの向上などテクノロジーの進化が市場拡大を後押ししてきたと言えるでしょう。

■ 図2-1. シェアリングエコノミーの市場規模

図表：総務省 平成27年版情報通信白書
特集テーマ「ICTの過去・現在・未来」本編より

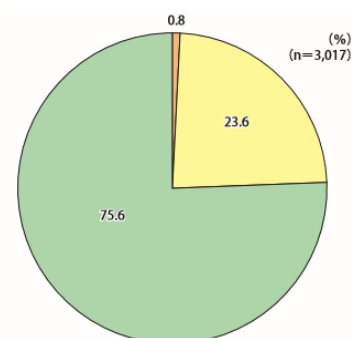


(出典) PwC 「The sharing economy - sizing the revenue opportunity」

■ 中小企業でも高まりを見せるシェアリングエコノミーへの関心

市場拡大が期待されるシェアリングエコノミーですが、図 2-2 の通り、我が国の中小企業のシェアリングエコノミーに対する認知度は、「活用している」もしくは「知っているが活用していない」を含めても約 25%という結果となり、中小企業においては、これから広く知られていく余地が多く残されていることがわかります。

■ 図2-2. シェアリングエコノミーの認知度



資料：中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査」(2016年11月、(株)野村総合研究所)

しかしながらシェアリングエコノミーを認知している企業については、「関心があり、参入を検討している」と「事業参入を検討していないが、関心はある」を合わせると、どの立場においても約半数近くの企業が事業参入への関心があると答えており、今後認知度が高まるにつれて中小企業での活用事例も増えていくことが期待されます。

3

企業経営情報レポート

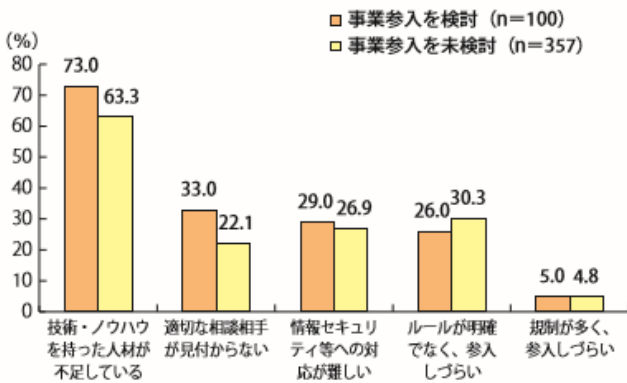
日本市場における課題と取組み

■ シェアリングエコノミーの活用に向けた課題

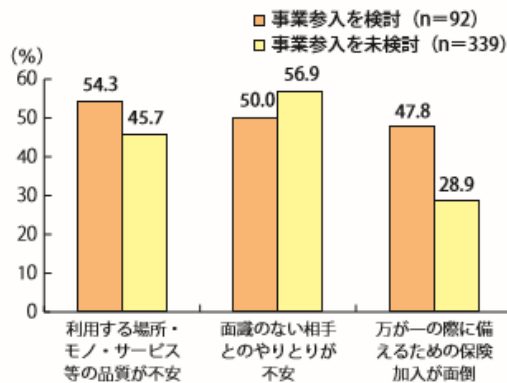
多くのビジネスチャンスが潜んでいる反面、シェア事業者、提供者、利用者それぞれの立場で、シェアリングエコノミーを活用していくための課題も見えてきています。参入を検討する際は、様々な課題に対し、今どのような対策が打ち出され、どのように活用すればよいかを知っておく必要があります。図3-1にシェア事業者、提供者および利用者における、共通の課題と個別の課題を集計したデータを示します。

■ 図3-1. シェアリングエコノミーを活用していない企業における課題

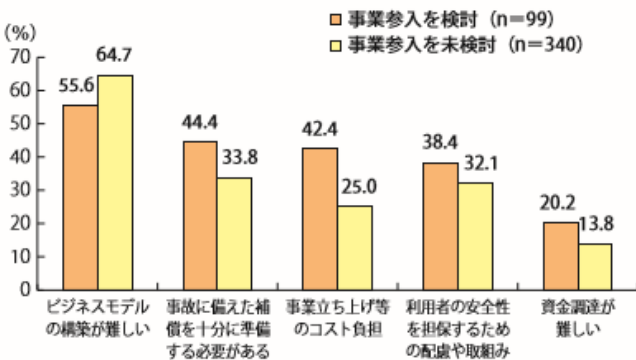
(1) 共通の課題



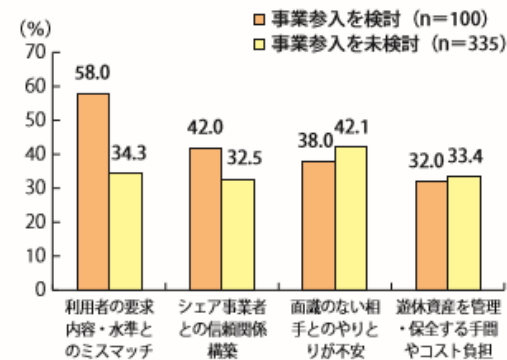
(2) モノ・サービス等の利用者として



(3) プラットフォームの提供者（シェア事業者）として



(4) モノ・サービス等の提供者として



資料：中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査」(2016年11月、(株)野村総合研究所)

(注)1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

2. シェアリングエコノミーへの関心度について、「関心がない」と回答した企業を除いて集計している。

(1) シェア事業者、提供者、利用者共通の課題

シェア事業者、提供者および利用者の立場からみた共通の課題として、「技術・ノウハウを持った人材が不足している」「適切な相談相手が見つからない」といった情報源の不足を課題とした企業が多いことがわかります。また、情報セキュリティへの対応の難しさや、ルールが明確でないことによる参入のしづらさが挙げられています。

4

企業経営情報レポート

国内のシェアリングエコノミー企業事例

■ コインロッカーの不便さを解消する「空間」シェアサービス

駅前のコインロッカーの代わりに、喫茶店や小売店の店舗で荷物を預かるシェアサービスが登場しています。

「ecbo（エクボ）」はネットやスマートフォンで行先を入力すると、荷物を預かってもらえる飲食店や物販店などが表示されるサービスを、2017年1月から東京都の渋谷駅周辺をメインに開始しました。日本語、英語、中国語、韓国語の4言語に対応し、ベビーカーやゴルフバッグなどの大きな荷物も対応可能としています。

店舗側は荷物をスマートフォンで撮影し、顧客のスマートフォンに転送することでその画像が引換券となり、利用者を特定することができます。店舗にとっても集客につながり、相乗効果を生み出しているビジネスモデルといえます。

■「ecbo cloak」 webサイト



■ 長距離「ライドシェア」サービスで天塩町と稚内市を結ぶ「notteco」

高齢化・人口減少が進む北海道天塩町では1987年に鉄道が廃止され、町民の足は自家用車とバスとなりました。しかしバスは本数も少なく、自家用車を持たない高齢者にとっては不便な環境にありました。その不便さを解消するために天塩町は2017年3月より日本最大級の相乗りマッチングサービス「notteco（ノッテコ）」と提携し、天塩～稚内間での相乗り交通事業を展開しています。

■notteco webサイト



天塩町の住民が生活圏での中核都市となる稚内市へ向かう理由の多くは通院で、つまりは高齢者の利用が中心となるため、webでのサービスに限らず、役場窓口や電話で受付ができる様にサービスのカスタマイズを行っている点も特徴です。

料金は片道1,000円程度で、バスと電車を乗り継いだコストの50%程度と、費用面でも利用者にメリットが生まれています。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:会社法 > サブジャンル:会社の種類

会社の種類について

会社の種類について教えてください。

「会社」とは、実は総称であり大きく「株式会社」と「持分会社」に分かれます。さらに持分会社は、「合同会社」、「合資会社」、「合名会社」に分かれます。

■株式会社

最も多い会社形態です。1名から設立可能。旧商法では、資本金が1,000万円以上なければ設立することができませんでした。しかし、現在の会社法では、1円からでも設立することができます（ただし、銀行などから融資を受ける際の信用度からすると、資本金1円は現実的ではありません）。

また、株式会社は株式を発行して、株主は株式を所有し事実上の会社のオーナーとなるため、位置づけは代表取締役よりも株主が上位となります。

株主は、直接業務を取り仕切るのではなく、株主の意向に沿って役員等が業務を行います。

■合同会社

有限会社に代わり、現在の会社法により新しく認められた会社形態です。1名から設立可能です。株式会社と違い、持分会社である合同、合資、合名会社は株式を発行せず、いわば社員全員が会社の所有者です。つまり、所有と経営が一緒となります。全員が所有者ですから、意思決定が早く、また、合同会社の社員は会社が倒産した場合でも、出資の範囲でしか責任を負いません（間接有限責任）。さらに、定款の作成義務はありますが、公証人による定款の認証は必要とせず、登記の登録免許税も6万円と安いため、株式会社よりも設立コストの低さが特徴的です。

しかし、新しい会社形態であるため、知名度は非常に低く、株式会社に比べどうしても見劣りしてしまうイメージはぬぐえません。

■合資会社、合名会社

いずれも昔からある、小規模な会社として定着してきた会社形態です。合資会社は、2名以上から設立可能です。会社の負債について、債権者に対し会社財産では支払いきれない負債を、自分の財産から支払う無制限の責任を負う社員（無限責任社員）と、出資金の範囲を超えて負債が残る場合に債権者から直接請求を受ける社員（直接有限責任社員）が各1名ずつ必要です。

一方、合名会社は、1名以上の社員（無限責任社員）から設立可能。その負うべき責任は前述のとおりです。合資、合名も、会社への出資は金銭ではなく労務での提供が認められるなど、設立手続きが簡便です。しかし、会社の負債において債権者に対する責任の重さが特徴的です。

ジャンル:会社法 > サブジャンル:会社の種類

合同会社の持分の譲渡

合同会社持分の譲渡規制について、教えてください。

持分会社の持分の譲渡は、必ず社員の承認を要します。原則総社員の承認を要しますが、業務を執行しない有限責任社員の持分譲渡については、業務を執行する社員の全員の承諾で足りる。

■持分会社の持分とは

会社法では、会社の種類を大きく「株式会社」と「持分会社」の2つに分けて規定しています。「持分会社」は、合名会社、合資会社または合同会社の総称です。さて、会社法では、株式会社の株主は、その有する株式について以下の3つの権利を有すると規定しています。

- ① 剰余金の配当を受ける権利
- ② 残余財産の分配を受ける権利
- ③ 株主総会における議決権

一方、持分会社においては、議決権が出資の価額に応じるという規定にはなっていないので、株式会社の株式と持分会社の持分は同じようなもの、とまでは言えませんが、

- ① 社員の持分の差し押えは、利益の配当を請求する権利に対してもその効力を有すること
- ② 残余財産の分配の割合について、定款に定めのない場合には、その割合は各社員の出資の価額に応じて定めること

と規定されていることから、会社に対する財産的な権利という意味では、株式会社の株式と持分会社の持分はかなり類似したものである、ということが出来ます。

■持分の譲渡についての規制とは

株式会社の株式の譲渡は、原則自由です。ただし、譲渡制限株式については、その譲渡につき、会社の承認を要します。一方、持分会社の持分の譲渡は、必ず社員の承認を要します。

具体的には、次のとおりです。

- ① 業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部または一部を他人に譲渡することができません。
- ② それ以外の場合は、社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部または一部を他人に譲渡することができません。

なお、持分会社の社員の氏名・名称および住所は、定款に記載される事項のため、持分譲渡があった場合には定款変更に該当し、原則的には総社員の同意が必要となります。

しかし、前述した業務を執行しない有限責任社員の持分譲渡による定款変更については、業務を執行する社員の全員の同意によって行うことができます。

週刊 WEB 企業経営マガジン No. 630

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。
